



再資源化事業等の高度化に係る 認定制度の検討について



再資源化高度化法と認定制度の概要

過去小委員会資料から作成

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表**、再資源化事業等の高度化に係る**認定制度の創設**等の措置を講ずる。

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・ 特に**処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**



再資源化の**高度化に
向けた全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル
画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル



例：使用済み紙おむつリサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン
使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

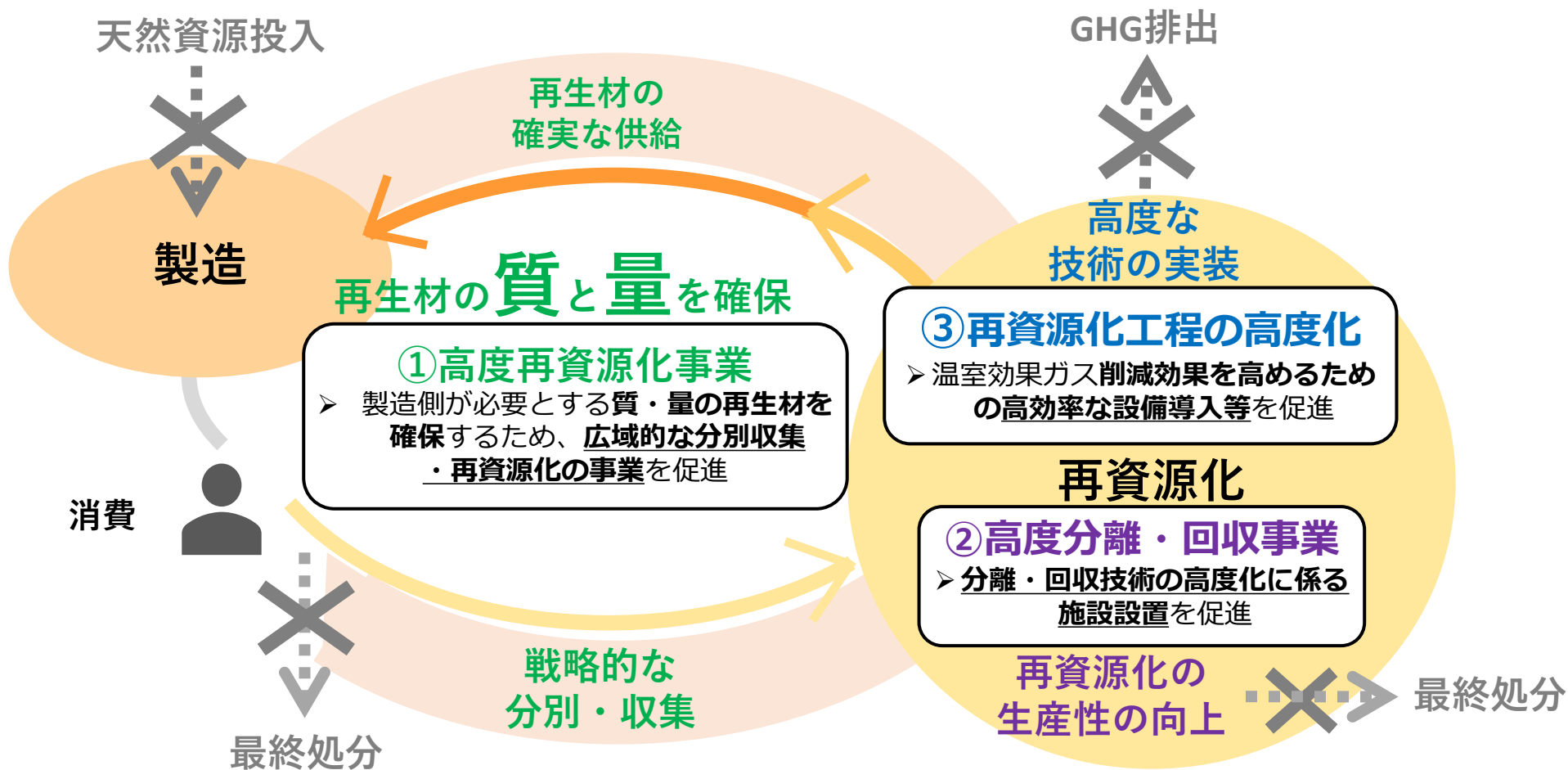
画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

(参考) 認定制度における各類型と資源循環のイメージ

過去小委員会資料から作成

- 再資源化事業等の高度化の促進を促進するため、**国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定（3つの類型）を行い**、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける制度を創設。



再資源化事業等高度化法に係る今後のスケジュール

2024年

5月 法律の成立、公布

2025年

2月 法の一部施行（基本方針、判断の基準）

認定制度における各論点検討の加速化

6～7月ごろ 政令・省令等の案の作成

夏～秋ごろ 政令・省令等の公布

施行に向けたマニュアル・ガイドライン等の策定

11月まで 法の全体施行（認定制度、公表・報告制度※など）

※ 一部経過措置を設けることも検討

認定基準に関する論点と ワーキンググループの検討状況報告

再資源化事業等高度化法における認定制度の論点（類型共通）



過去小委員会資料から作成

- これまでの小委員会において挙げられた、認定制度に係る主な論点は下記のとおり。

<全体的な論点>

- ・事業計画の目標年度【認定後のフォローアップ・評価方法】【今後、需要を作っていくといった場合の考え方】

<廃棄物処理施設の新設等時に関する論点>

- ・生活環境の保全に係る認定基準の考え方（廃棄物処理法の許可の基準との整合性等）
- ・周辺環境との調和など立地に関する基準の考え方

ワーキンググループで検討

<資源循環効果に関する論点>

- ・用いる循環に係る評価の指標、その算出方法（再資源化率、天然資源代替量など）【事業者自ら評価可能な指標】【SAFなどは天然資源代替量で評価するなどケースに応じた指標】
- ・評価の際の比較対象（一般的な処理方法とするか認定前の状態とするかなど）
- ・事業により生じる残渣の処理の扱いについて（廃棄物の法令的取り扱い、認定審査時の要件）
- ・再生資源・再生部品が国外への輸出を前提とするものであった場合の考え方【国内資源循環を回すといった観点】【国内外に製造工場を持つ場合等も考慮したサイクルの全体の評価】【国外に持ち出す場合に必要となるエネルギー消費を評価できる認定基準の設定】
- ・その他の資源循環に関する貢献として評価する考え方【処理業者にあってはこれまでの取組状況】

過去小委員会資料から作成

ワーキンググループで検討

<温室効果ガス排出量の削減効果に関する論点>

- ・ 用いるべき評価指標、その算出方法（廃棄物あたりの排出量、再生部品等あたりの排出量など）
 - ・ 評価の際の比較対象（一般的な処理方法との比較、認定前の従前事業との比較など）
 - ・ 評価すべき範囲【事業単位でのエネルギー効率だけでなく、社会全体への影響を考慮した評価】
- 例えば、
- ✓ 従前の処理方法で焼却 + 発電をしていた場合において、本事業で再生材の供給されることにより、別途、発電のために化石燃料等が使用されることが見込まれる点をどう評価するか
 - ✓ 国外での削減分の評価をどのように扱うか 等
- ・ それぞれの類型におけるGHG削減効果の評価基準

<その他>

- ・ 地方創生に貢献する観点から、地域の経済・社会の持続的発展に資する取組であることを認定の要件とするか
- ・ 【消費者が参画しやすい制度設計として、例えば認定事業者やリサイクル素材使用製品への魅力的なサイン化（マーク付与等）についての検討】

類型① 高度再資源化事業

<類型①の認定基準に関する論点>

- ・ 需要に応じた資源循環については、製品に使用される再資源化を広域的なエリアで実施し、製造事業者等が行う製品製造工程に供給することを想定していることから、以下のような性状の変化の大きい廃棄物を扱う取組や主として燃料利用や土壌改良等の非循環型の製品の製造はどう扱うべきか。【一部の廃棄物を除外することの必要性】【生ゴミとか、し尿など腐敗性の高い廃棄物について全国規模の広域処理することは困難】【食品ロス削減推進の観点】
 - ✓ 通常的环境下で容易に腐敗する等その性状が変化することで生活環境保全上支障が生じるのみならず製品製造工程に供給することが難しいもの（例 生ごみ、し尿等の有機性廃棄物）
 - ✓ 主として燃料や肥料・土壌改良材等として製品として循環することが見込めないもの
- ・ 製造事業者等との連携をどのように確認・担保するか（再生部品・再生資源の提供、利用割合等）
- ・ トレーサビリティを確保するための方策
- ・ 収集・運搬における効率化や施設の集約化をどう評価するか
- ・ 【生活者・消費者の手元にあるもの（例：洋服・スマホ・PC）の回収】

再資源化事業等高度化法における認定制度の論点（類型②・類型③）

類型② 高度分離・回収事業

過去小委員会資料から作成

<類型②の対象となる廃棄物・認定基準に関する論点>

- ・ 省令で定める廃棄物の品目の選定に当たっての考え方をどうするか
例えば、
 - ✓ 今後の廃棄物の発生量の動向、再資源化の困難性、技術の社会実装の状況（実証段階・実装済み）、国策として再資源化・再製品化を進めていくもの
- ・ 廃棄物の品目に応じた再資源化率の考え方など個別の技術的な基準をどのように設定するか
- ・ 分離されたものの活用方法は、製品製造工程に供給されるものが大半であることなど、製品に原材料として活用されるものをどのように評価するか

類型③ 再資源化工程の高度化

<類型③の認定基準に関する論点>

- ・ 工程の効率化以外で温室効果ガス削減の取組として評価する点はあるか
- ・ 資源循環の効果はどのように評価するか
- ・ 設備更新の前後での環境負荷の軽減の可能性の観点から、規模や処理能力、対象品目等の限定を設ける必要はないか
- ・ 地域における申請者の既存の取組への評価（例 処理業者の場合は優良産廃処理業者認定等）を考慮すべきではないか

再資源化事業等の高度化に関する認定基準検討ワーキンググループの近況報告



- 第2回ワーキンググループ（2025.2）では、各類型における指標の考え方（案）について議論・検討がなされた。いただいた各意見等を踏まえた上で、次回以降に指標の考え方を固めていく予定。

<第2回WGにおいて示した指標の考え方(案)>

		類型①	類型②	類型③
趣旨		再生材の大部分がその供給を受ける者（需要者）に対して供給されるもの	指定する廃棄物について、回収する再生材の量の割合が通常の再資源化の実施方法によるものに比べて特に高いもの	設備の変更等により特に温室効果ガス排出量が削減されるもの
指標	要件※	・ 温室効果ガス削減効果	- 温室効果ガス削減効果 $\frac{\text{再生材供給量}}{\text{廃棄物の処理量}} (\%)$	・ 温室効果ガス削減効果
	基準シナリオのベース	当該廃棄物に係る全国平均の処理	当該廃棄物に係る全国平均の処理	事業実施前の再資源化事業（実績）
	事業目標	・ $\frac{\text{再生材使用量}}{\text{廃棄物の処理量}} (\%)$	—	・ $\frac{\text{再生材供給量}}{\text{廃棄物の処理量}} (\%)$
備考		再生材の需要先利用については書類によっても確認	指標の計算に用いる「再生材供給量」については、ガイドライン等で再生材の種類を限定	

※ 各要件の基準値については、第3回以降に提案予定

第2回WGにおいていただいた意見の例

【循環効果に係る指標について】

- （対象廃棄物の全国平均の処理方法割合と比較する）GHG排出量削減効果とは異なり、再資源化率については、当該廃棄物の一般的な再資源化事業と認定する事業との比較とすると定義してはどうか。
- 環境フットプリントの一つであるCircular Footprint Formula（CFF）では、再生材の品質に関する変数（Q）が設定されている。本指標の評価においても、品質を加味することの検討が必要ではないか。
- 同じ廃棄物の性状・含有元素が年々変化することも想定される中で、目標や基準をどう設定するか。

【指標の計算範囲について】

- 一つの再資源化工程を複数企業で連携している処理プロセスを評価できるようにする必要がある。
- 再生材の利用先（最終製品）が設定しやすい例も多いが、そうではない資源も存在する。
- AI選別といった新技術の中には、GHG等の数字としては表れにくい導入効果もある。その潜在的価値を総合的に評価することとしてはどうか。
- 一方で、認定の目的である指標が悪化する取組については、別の枠組み・制度で支援すればよいという考え方もある。

【申請者の算定支援・算定結果の評価体制】

- 再生材の「使用量」を指標に用いることについて、廃棄物処分業者からは把握が難しいのではないか。
- LCA等の知見のない一般的な廃棄物処分業者が算定することは困難。何らかの支援も検討いただきたい。
- あわせて、LCAの結果や入力値に関して、きちんと評価できる審査体制を準備する必要がある。

【指標の活用方法】

- 指標は、導入時だけでなく事業期間中も定期的に評価することで、事業者とのコミュニケーションツールとして活用できるものとしていくべき。
- 指標が当初計画から乖離した際に、どういった事業の評価や対応をとるのかについて想定が必要。

再資源化事業等の高度化に関する認定基準検討ワーキンググループの近況報告 ケーススタディ（製品バスケット法による試算結果）一覧



類型	ケース スタディ	事業シナリオ/事業実施後		基準シナリオ/事業実施前			削減効果 (kgCO ₂ e/t)	副次的効果
		プロセス概要	廃棄物1t当たり GHG排出量 (kgCO ₂ e/t)	シナリオ	プロセス概要	廃棄物1t当たり GHG排出量 (kgCO ₂ e/t)		
①	【事例Ⅰ】 PETボトルの水 平リサイクル	①再生PETボトル製造 (水平リサイクル)、②ペッ ト樹脂製造、系統電力	2,777	全国平均 (熱回収+リサイクル)	③ペットボトル製造、④使 用済ペットボトルのマテリア ルリサイクル、ごみ発電	3,584	808 ▲23%	
	【事例Ⅱ】 金属の精錬リサイ クル	①電炉原料・銅精錬・ステ ンレス鋼製錬原料・樹脂原 料（高度選別）、②なし	4,386	通常処理 (再資源化)	③普通鋼・銅精錬・特殊 鋼・樹脂製造、④電炉原 料・銅精錬（従来の選 別）	7,622	3,236 ▲44%	
	【事例Ⅲ】 廃プラスチック類 の油化（収率 30～70%）	①再生ナフサ・石油製品製 造（油化）、②系統電力	1,994 ～ 2,973	全国平均 (熱回収+リサイクル+ 燃料化)	③ナフサ・石油製品製造、 ④廃プラスチック類ごみ発電	2,697 ～ 2,889	-275～945 +2%～ ▲33%	繰り返し循環 利用が可能
②	【事例Ⅴ】 PVパネルの高機 能リサイクル	①アルミ、銅、銀、板ガラス 製造（PVパネルの熱分解 処理）、②なし	4,030	適正処理 (埋立)	③アルミ、銅、銀、板ガラス 製造、④PVパネルの埋立	5,095	1,065 ▲21%	ガラス資源の高 度分離が可能
③	【事例Ⅵ】 AI選別機の導入	①AI選別	22.1	事業実施前	②手選別、従業員の通勤	23.1	1.0 ▲4%	省人力化
	【事例Ⅶ】 AI選別機、高効 率破砕機の導入	①AI選別、高効率破砕機	22.2	事業実施前	②AI選別、従来型破砕機	23.4	1.2 ▲6%	省人力化
	【事例Ⅷ】 高効率機器の導 入	①高効率破砕機、再生ペ レット製造	1,392	事業実施前	②従来型破砕機、再生ペ レット製造	1,493	101 ▲7%	
	【事例Ⅸ】 高効率機器の導 入・収率向上	①高効率・高収率の再生 ペレット製造 ※消費エネルギー増	1,627	事業実施前	②従来型の再生ペレット製 造	1,790	163 ▲9%	

赤字の事業例は第2回WGにおいて追加

今後も他の再資源化事業や異なる条件下での試算を随時追加予定 13

認定基準等について

前回小委員会資料の一部修正

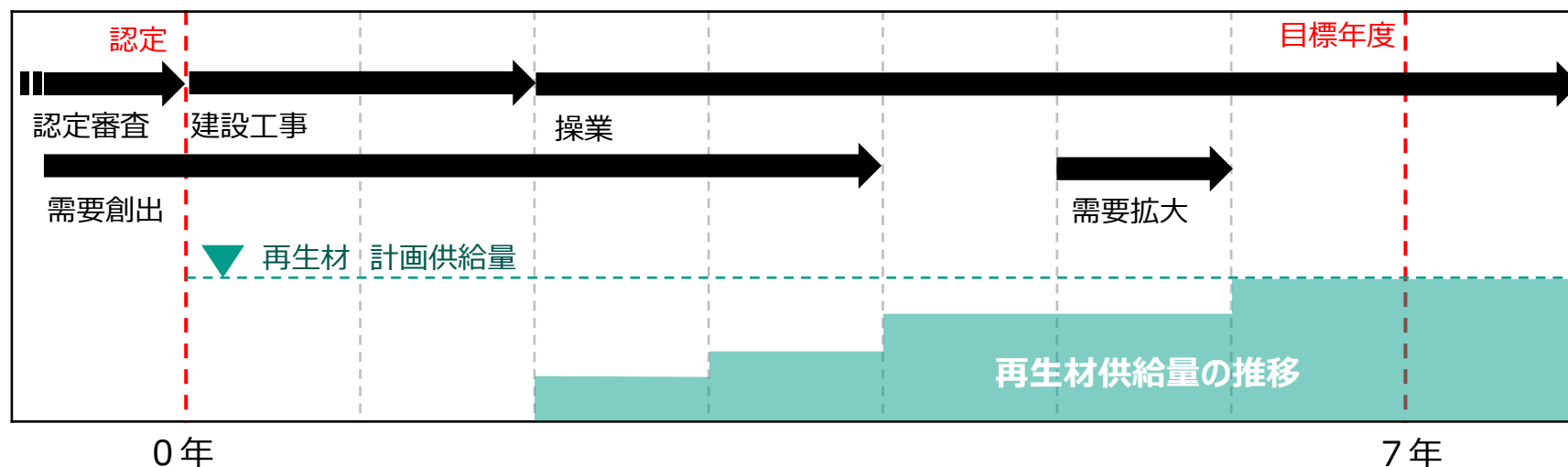
<（類型共通）認定制度の運用に係る全体的な論点>

- ・事業計画の目標年度について
- ・認定後のフォローアップ・評価方法
- ・計画期間内に今後、需要を作っていくといった場合の考え方

<考え方 案>

- ✓ 事業計画の目標年度は「7年以内」としてはどうか（参考：優良産廃処理業者の業の許可の更新期間）
- ✓ 毎年度、認定事業者から事業実施報告書を提出してもらい、事業計画の進捗状況や達成状況を確認
- ✓ 当該計画の目標年経過時には、進捗状況を踏まえた事業計画の見直し等を推進

高度再資源化事業の事業計画のイメージ



<（類型共通）廃棄物処理施設の新設等に関する認定基準>

- 生活環境の保全に係る認定基準

<考え方 案>

- ✓ 廃棄物処理法に準じて、同法と同様の生活環境影響調査項目や規定を設けることとしてはどうか

<例：破碎・選別施設の場合>

（生活環境影響調査項目）

調査事項		生活環境影響要因	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
		生活環境影響調査項目				
大気環境	大気質	粉じん		○		
		二酸化窒素 (NO ₂)				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)				○
	騒音	騒音レベル		○		○
		振動レベル		○		○
水環境	水質	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)			○	
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	○			
		または化学的酸素要求量 (COD)	○			
		浮遊物質 (SS)	○			
		その他必要な項目 注)	○			

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。
たとえば、全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-Pを含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) 等があげられる。

- 施設の稼働による粉じん、騒音等については、影響が想定される周辺地域に人家等が存在する場合に対象。
- 車両については、交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道に人家等が存在する場合に対象。
- 水質については、施設排水を下水道へ放流するなど、公共用水域への排出を行わない場合、又は、ほとんど排水しない場合には除くことが可能。

<（類型共通）廃棄物処理施設の新設等に関する認定基準>

- ・ 周辺環境との調和など立地に関する認定基準

<考え方 案>

- ✓ 廃棄物処理法に準じて、周辺環境との調和の観点で特に適正な配慮が必要として定める施設は、自治体の考え方も踏まえつつ、教育施設、医療施設、社会福祉施設の一部としてはどうか。

（想定される施設）

教育施設：幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校

医療施設：病院、一般診療所

社会福祉施設：児童福祉施設（保育園、認定こども園等）、老人福祉施設、呼吸器官系障害者支援施設

- ✓ 申請書において、周辺環境との調和に係る配慮状況等の記載を求めています。

（例）当該地域における都市計画との整合性の考え方、住民説明会の開催状況・予定 等

<（類型共通）その他の認定基準>

- ・ 地方創生に貢献する観点から、地域の経済・社会の持続的発展に資する取組

<考え方 案>

- ✓ 地方創生として地域経済への寄与を求めることを要件とし、例えば、以下のような取組を提案してもらうこととしてはどうか。
 - ・ 事務所・事業所が事業計画の実施する地域に存在し、当該事業の収益に係る納税先が事業実施地域であること
 - ・ 当該地域において、地元から一定割合以上の新規雇用を見込むこと
 - ・ 当該地域における既存の廃棄物処理事業者が、当該事業計画における申請者又は委託先に含まれていること
 - ・ 当該地域における地域再生計画や温暖化対策実行計画等に適合している事業であること

類型①事業における認定基準等

＜類型①（高度再資源化事業）における認定基準＞

- ・ 需要に応じた再生材への再資源化・供給を行う事業とする、類型①の認定対象とする事業

＜考え方 案＞

- ✓ 類型①事業は、再生材を利用した製品製造のサプライチェーンを構築する動静脈連携事業の創出を制度趣旨としていることを踏まえ、再生材を含めた原材料を加工・精錬等して工業製品等を製造する製造事業者に対し、安定した品・量の再生材を供給する再資源化事業を認定対象としてはどうか。
- ✓ なお、工業製品等の原材料（再生材）ではなく直接消費されるものを生産する再資源化事業は、本類型の制度趣旨ではないことから認定対象と想定していないが、工業製品等への再生材供給を主目的とする事業において、それらに適さない一部を直接利用する再資源化を一体的に行う事業についてはまとめて認定対象としてはどうか。
- ✓ 広域的エリアでの処理が想定される本類型において、通常的环境下で容易に性状・特性が変わる安定しない廃棄物は、その収集運搬等の際に生活環境保全上の支障が生じうるのみならず製品製造工程に供給することが難しいと見込まれることから、原則、それらを処理対象とする事業の認定は難しいものとしてはどうか。

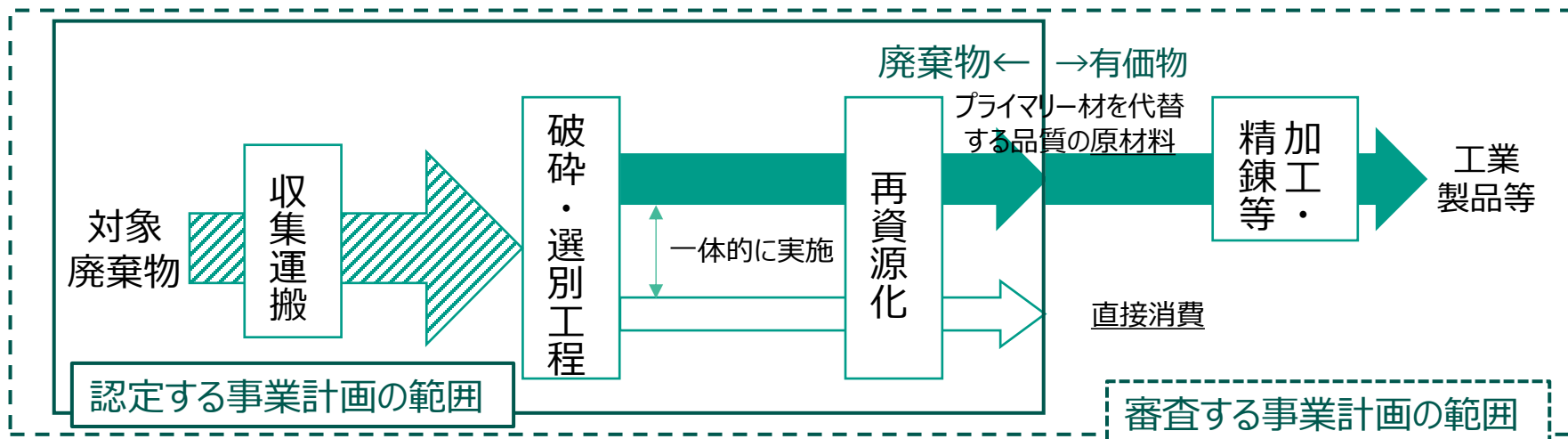


図 類型①における計画認定の範囲のイメージ

類型①事業における認定基準等

<類型①（高度再資源化事業）における認定基準>

- ・ 製造事業者等との連携の確認・担保

<考え方 案>

- ✓ 資源循環及び生活環境保全のために生産する再生材が滞留せずに確実に使用されていくことを求める観点から、再生材の供給に係る契約書又はそれに類する書面の提出が望ましいが、認定審査時点という事業実施決定前において法的拘束力を有する書面等の用意は困難であることから、再生材の供給先として想定される需要先との資源循環事業連携に係る協定や検討開始の合意といった、需要先への供給が見込まれることを確認できる書面の提示を要件としてはどうか。
- ✓ その上で、類型①事業の制度趣旨は、日本の製造事業者らに再生材を安定供給できる事業を創出することにより、日本の産業競争力の強化や経済安全保障の確保に寄与することを重視する観点から、原則、再生材の大部分が国内において当該再生材を用いた製品を製造する企業、又は、海外において当該再生材を用いた製品を製造する日本企業（現地法人含む）に供給されることを基準としてはどうか。

<類型①（高度再資源化事業）における認定基準>

- ・ トレーサビリティの確保

<考え方 案>

- ✓ 製品に廃棄物由来の再生材（ポストコンシューマー材）が活用されていることを証明するためには、廃棄物の回収から再生材利用までの履歴の確認、及び、所在の追跡が可能なトレーサビリティの確保が不可欠であることから、そのトレーサビリティの確保がなされている計画となっていることを要件としてはどうか。

※ なお、廃棄物処理におけるマニフェストについては、廃棄物の回収～再資源化の履歴は確認できるものの、再生材利用までの履歴の確認や所在の追跡は不可。

類型②事業における認定基準等

<類型②（高度分離・回収事業）の認定基準>

- ・ 省令で定める対象廃棄物の品目の選定に当たっての考え方

<考え方 案>

- ✓ 類型②（高度分離・回収）事業では、今後、再資源化事業の創出が必要と見込まれる特定の廃棄物において、より高度な再資源化事業を促進させていくことを制度趣旨とする観点から、対象廃棄物について、以下の考え方を踏まえて定めていくこととしてはどうか。
 - ・ 脱炭素化等の社会問題の解決に必要不可欠なものなど今後さらに使用・導入が進んでいくことに伴い、廃棄物としての排出量の増加が見込まれるもの
 - ・ 現時点で有効な再資源化工程が確立されており、その中でもさらに高度と整理される技術を用いた再資源化事業が存在するもの
- ✓ その上で、再資源化事業等高度化法が施行される今の時点においては、
 - ・ 太陽光発電電池
 - ・ リチウムイオン蓄電池、ニッケル水素蓄電池を対象とし、社会情勢・動向等の変化や処理技術の進展等を踏まえながら、適宜、対象廃棄物を追加していく形としてはどうか。

類型③事業における認定基準等

<類型③（再資源化事業の工程の高度化）の認定基準>

- ・ 認定対象となる廃棄物施設の変更の程度

<考え方 案>

- ✓ 国による類型③の認定とは別に、地方公共団体における処理の業の変更の許可の手続きが必要となる場合※は、原則、処理の業の許可権者（地方公共団体）と施設の設置に係る認定権者（国）という異なる人格が同一の事業を廃棄物処理の観点で審査することによる混乱のおそれがあることから、類型③の認定制度の対象外としてどうか。

※ 対象廃棄物の品目の追加、処理工程（選別など）の増加 といった事業の範囲を変更する場合

<類型③（再資源化事業の工程の高度化）の認定基準>

- ・ 既存の取組への評価・考慮

<考え方 案>

- ✓ 申請者が産業廃棄物処分業者である場合には、廃棄物処理法施行規則第10条の4の2に定める優良産業廃棄物処理業者の認定を受けていることを要件としてどうか。
- ✓ 申請者が自ら産業廃棄物を処理する事業者であって、廃棄物処理法第12条第9項に定める多量排出事業者
に該当する場合には、多量排出事業者としての処理計画を公表している事業者であることを要件としてどうか。

類型①・類型②事業における 処理基準等について

＜類型①（高度再資源化事業）における処理基準＞

- ・ 安定的な再生材供給のための収集運搬や保管に係る処理基準等

＜考え方 案＞

製造事業者等の求める再生材の安定供給を実現する事業を認定する類型①において、

- ✓ 政令で定める当該事業における廃棄物の処理に係る基準については、廃棄物処理法を基本としつつも、必要な廃棄物の排出・回収が不安定な場合・地域等であっても安定した再生材の供給が可能となるように

① 収集運搬に係る積み替え保管、及び、中間処分に係る保管の数量の上限は設けないこと

【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抄）

第六条第一項第一号 ホ

産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号チ及びリの規定の例によるほか、当該保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

- ② 積み替え保管及び中間処分に係る保管において、火災等の事故を防止するための適切な対策が講じられていること
- ③ 積み替え保管及び中間処分に係る保管は、安定した品質管理を確保するために建屋内において保管しなければならないこととすること
- ④ 事業計画に記載されたトレーサビリティがリアルタイムで確認できるのであれば、運搬車を活用して収集運搬を実施する際に、収集運搬車に係る情報を車体の両側に表示することを不要とすること

としてはどうか。

再生材の安定供給に資する合理的な収集運搬や保管が可能

<類型②（高度分離・回収事業）における処理基準>

- ・ 対象廃棄物の処理基準、施設に係る技術基準等

<考え方 案>

- ✓ 対象廃棄物とその処理技術が限られることで事業による周辺環境に与える影響が概ね限定される観点から、当該事業における廃棄物の処理基準や設置施設の技術上の基準等について、独自の基準を定めることとしてどうか。また、その基準については、廃棄物処理や周辺の生活環境影響、労働環境も含めた施設の維持管理のあり方等に係る専門性・技術的な知見が必要となることから、専門性を有する有識者から意見を伺う場を設け、別途、検討することとしてはどうか。
- ✓ 例えば、次の点について検討対象とすることが考えられる。
 - ・ 対象廃棄物の性状や特性を加味した上で、当該再資源化処理における周辺生活環境への影響の有無と必要な処理方法
 - ・ 当該再資源化処理に求められる、廃棄物処理施設の技術的な基準と維持管理手順



対象廃棄物、対象再資源化方法の実施のために適切な範囲の規制